

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月2日  
照会部署名 南関東ブロック本部サービス推進G  
マニュアルインストラクター グループ長 榎本 雅孝  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 宮下 好美

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-135	本部受付番号 No. 2010-1192
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

定年再雇用日の前後に賞与の支払があった場合について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

マニュアル健保厚年IV-3-4 疑義照会 2010-402

(内容)

12月10日に100万円の賞与が支給され、12月20日に定年再雇用により新たに資格を取得する被保険者について、『再雇用者については再雇用日の月末に手当てを支給する』という規定により12月31日（実際は12月28日）に賞与として80万円支給される予定である。

この場合に12月10日の賞与については届出を提出したうえで厚生年金保険料は発生しないものと思料されるが、2回目の賞与については取得・喪失後でも累計される健康保険法45条による上限（540万円）と同様に1ヶ月の上限の150万円を考慮し50万円の届出となるか。または、実際に保険料の発生しない100万円をのぞいた80万円で決定するのかご教示ください。

＜対応案＞

健保・厚年法とも『その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき』との規定になっているが、厚生年金については累計とする又はしない明確な規程がないため、疑義照会いたします。

(本部回答)

特別支給の老齢厚生年金の受給者が定年退職後継続再雇用される場合には、使用関係が一旦中断したものとみなし、資格の喪失及び取得届を提出させてい  
るところです。また、資格喪失前の同月に支給された賞与は保険料の賦課対象  
とはならず、再取得後に支給された賞与のみが賦課対象となります。

健康保険の場合は、平成19年5月1日府保険発第0501001号で、喪失月であ  
っても被保険者期間中に支払われる賞与に基づき決定される標準賞与額は、年  
度の累計額540万円に算入することが明記されていますが、厚生年金について  
は、このような規程はありません。

厚生年金については、資格喪失前の同月に支給された賞与を累計することな  
く、再取得後に支給された賞与をもとに標準賞与額を決定することになります  
ので、今回の場合は80万円として決定することになります。

回答日 平成23年7月29日

回答部署名 厚生年金保険部徴収企画指導グループ

回答作成者 中村 由果

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村